

**平成 30 年度 第 2 回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要**

開 催 日 時	平成 30 年 10 月 26 日 (金) 午後 1 時から午後 4 時 45 分	
開 催 場 所	南あわじ市役所 本館 3 階 304・305 会議室	
出席委員 (職業)	委員長 滝 明良 (元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功 (公認会計士) 委員 富本 和路 (弁護士)	
事務局出席者	垣総務企画部長 田村財務課長 森崎課長補佐 (財務課) 安富係長 (財務課)	
関係課出席者	〔危機管理課〕古林課長、彦坂課長補佐、島田係長 〔環境課〕堀施設整備室長、三宅課長補佐 〔下水道課〕倉本課長、郷課長補佐、高田課長補佐、中谷係長 〔教育総務課〕中村課長、榎本主査	
議 事 概 要	1. 開会 <b>委員長あいさつ</b> 2. 抽出期間における入札概要について <b>審議対象期間における入札及び契約状況の報告</b> 3. 議事案件 <b>抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議</b> ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会	
審 議 対 象 期 間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで	
制限付一般競争入札	5 件	対象件数           7 件
公募型一般競争入札	1 件	
指名競争入札	1 件	
随 意 契 約	1 件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

### 平成30年度 第2回入札監視委員会抽出案件

	入札執行日	担当課	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	5月29日	危機管理課	南あ消防第30-2号	防災基盤整備事業 小型動力ポンプ付積載車購入	・落札率が高い点について
2	6月7日	環境課	環境衛生第30-4号	平成30年度 衛生センター進入道路整備工事	・最低制限価格による失格者が多い点 ・くじによる落札となっている点
3	7月4日	商工観光課	商観工第30-1号	国民宿舎ロビー等空調設備更新工事	・最低制限価格による失格者が多い点
4	6月7日	下水道課	特環第30-1号	統廃合整備事業第1工区(阿万処理区) マンホールポンプ設置工事	・落札率が高い点について
5	7月31日	下水道課	特環第30-4号	八木榎列18・19号管渠舗装復旧工事	・くじによる落札となっている点
6	5月16日	教育総務課	広中第30-1号	広田中学校校舎大規模改造工事(第2期)	・最低制限価格による失格者が多い点
7	随意契約	教育総務課	-	南あわじ市統合型校務支援システム	・随意契約とした理由及び経緯

## 平成 30 年度 第 2 回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

## 2 抽出期間における入札概要について

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) この入札執行状況の表で市内業者、市外業者と分けてありますが、どういう場合が市内業者で入札というような規定があるのでしょうか、わざわざ区別することの意味合い等を教えて頂けますか。

(事務局 1) 基本的に市内業者で十分に競争できる業者数が確保できる工事等については、市内業者から選定するものとしています。ただ、工事等の内容によっては市内業者では対応できない、または、市外業者を加えないと競争が働かないという場合は市外業者からも選定しています。

(委員長) 地元振興の観点から当然かと思えます。特殊な物を調達する場合等は広く募るということですね。他に何か質問はございませんか。

(委員 1) 個別案件のヒアリングを始める前にご報告させていただきます。我々が第 2 回の委員会でのヒアリング対象を選ぶにあたって、一般競争・指名競争で 93 件のデータを抽出して頂きました。その抽出データについて、客観性が確保されているかどうかの検証を含め、10%以上の 11 件を任意でホームページにアップされている入札結果の一覧と照合させて頂きました。結果、全て工事名・予定価格等の整合がとれましたので、客観性が確保されていることを確認いたしました。あと、随意契約の方ですが、こちらは公開情報としては公開されていないということだと思います。網羅性の確保ということから、これは公式な台帳から転記したものですよねということこの場で確認したいのですが。

(事務局 1) 間違いございません。

(委員 1) 分かりました。

(委員長) では具体的な抽出案件の審議に入らせて頂きます。

## 3 議事案件

## 1. 防災基盤整備事業 小型動力ポンプ付積載車購入（危機管理課）

○事務局より「防災基盤整備事業 小型動力ポンプ付積載車購入」について入札及び契約状況の報告

(委員長) 客観的にみて落札率が 99.33%と高いなと思ひまして、車自体が特殊な物であると思ひますけれど、こういう結果になってしまうのかどうか。これについて何か考察があれば教えて頂きたいのですが。

(担当課 1) おっしゃるとおり、今回の落札率は高かったなと思ひております。と申しますのが、今回の資料の入札執行一覧の中に消防ポンプ自動車購入というものがあひまして、この時が 85%くらいでした。ですので、この件に関しては落札率が高かったな

という印象は受けました。

(委員長) 統計がある訳ではないと思いますが、常時 99% というようなものではないと思います。

(担当課 1) 実際、同じ年度で執行した消防ポンプ自動車購入が 85% くらいという事例もありましたので、この時はこういう率であったのかなと思っております。

(委員長) 仕様が細かく書いてありますが、メーカーが用意している標準的な物があって、そういう物だとある程度量産が可能で安いということが考えられるのですが、こういう物は特殊に近い物ですよ。それともある程度標準的な物があって、細かい仕様がこうなっているということですか。

(担当課 1) 細かい仕様があるのですが、特定の会社でなければ作れないとかそういうものはございません。1つ1つの部品はそれぞれのメーカーが作っておりまして、それを組み合わせて1つの車体に仕上げるというような感じです。

(委員長) 発注する際、どういう物を購入しようかという標準的な仕様というものはあるんですか。

(担当課 2) 消防団員が使用する車なので、ある程度消防団員とお話しさせて頂いて、この件であれば「ホンダアクティ」という車を購入し、それに梯子、LED 灯光器等を設置して積載車両ということになっておりますので、標準的な仕様というものはございません。1台1台車が違いますので。

(委員 2) 1台1台車が違うということですが、開札結果表を見ると最低が 298 万円で一番高い額が 350 万円となっており、ほぼ揃っているような気がするのですが。1台1台違うといいながら、こういう仕様にしたら大体この幅になるという感じですか。

(担当課 2) 今回の件については、入札結果が上から下まで 52 万円の差でしたが、この積載車であれば大体このくらいかと。

(委員 2) さきほど言われた入札執行一覧の中の消防ポンプ自動車購入ですが、この時の入札結果の上と下の差はどのくらいありましたか。

(担当課 3) 一番安いもので税抜 1,400 万円、一番高いもので 1,600 万円です。

(委員 1) さきほど金額の差というのは予定価格の設定の基準で変わってくると思いますが、この件に関してはどういう積算で行われたんですか。

(担当課 1) まず仕様を消防団と協議しまして、この仕様に基づく参考見積を徴収します。それを基に市の設計書を作成しています。参考見積そのままという形では使っておりません。

(委員 1) この件に関しては最低制限価格を設定されておりましたが、それはどういう経緯で設定されていないのですか。

(事務局 1) 南あわじ市では工事及び設計業務等については最低制限価格の設定がありますが、物品役務については設定しておりません。この件に関しては物品購入になりますので、設定がされていないということになります。

(委員長) 予定価格が参考見積で設定ということでしたが、この入札に参加されている方で参考見積を提出されている方がいるのでしょうか。

(担当課 1) 今回ですと、落札業者さんです。こちらから参考見積を徴収しています。

- (委員長) 1者だけですか。
- (担当課2) はい。ポンプ車の場合はメーカーが決まっております、そこから参考見積を徴収して積算をしています。
- (委員2) メーカーが決まっているというのは何のメーカーがどういう風に決まっているんですか。
- (担当課2) 消防車両のメーカーです。この件ではありませんが、さきほどのポンプ自動車ですが、全国に何か所かメーカーがありまして、そのポンプ車両を購入する時は、そこから見積を頂いております。
- (委員長) 今回の落札業者さんでいうと発注されている物のメーカーの取引先等で価格情報にも一番詳しいということですか。
- (担当課2) メーカーに詳しいというのもございます。今回、落札率が非常に高かった件に関しては、最近、消防関係の資機材の値段が少しずつ上がってきたということもあったのかなど。こちら金額的なこと考慮して積算しているつもりだったのですが、今回はこのように高いという結果になりました。
- (委員長) 落札された業者さんは一度参考見積を出されて、入札ではおそらく少し勉強して応札した、それ以外の所はもっと高かったということになるのだと思いますが。
- (担当課1) 他社さんも2万円違いですので、結構頑張ったなという感じはあります。参考見積を頂いた中から幾分下げた感じで設計を組んでいますので、下手をすれば落札業者さんも予定価格を上回っていたということが起こり得たかもしれないという状況です。
- (委員2) 実績を考慮して7者選定とありますが、実績とは具体的に今までの購入実績という考えでよろしいでしょうか。
- (担当課1) はい。
- (委員2) 7者に絞られた理由は何でしょうか。
- (担当課3) 発注金額別に指名業者数の基準がありますので、それに基づいて7者を選定しております。
- (委員長) 業者選定はどちらの部門で行っているのですか。
- (事務局2) この件に関しては担当課で選定し、入札参加者資格審査会で決定しています。
- (委員長) 開札結果表を見ますと予定価格の欄にバーが引いてありますが、物品は予定価格を公表しないというルールがあるんですか。
- (事務局2) 物品・役務については、毎年同規模・同内容で実施されることがあるため、入札・契約事務取扱要領で予定価格は非公表と定めています。
- (委員長) 分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

## 2. 平成30年度 衛生センター進入路道路整備工事（環境課）

○事務局より「平成30年度 衛生センター進入路道路整備工事」について入札及び契約状況の報告

- (委員長) 制限付一般競争入札で事後審査型とありますが、これはどういうものですか。

- (事務局 2) 公告で定めた参加資格を満たしているかの確認を通常は事前に行うのですが、その場合、当然、入札参加者全ての書類を確認しなければなりません。そうすると公告から開札まで長期間要することになります。市内業者のみを対象とした場合は、参加資格の確認を開札後に落札候補者のみについて確認し、早期発注に取り組んでいます。
- (委員長) 制限付とは市内業者さんのみですか。
- (事務局 2) 市内に限定するか県内に限定するかどうかです。
- (委員長) 事後審査型にして契約締結に至らないという例はありましたか。
- (事務局 2) 5年ほど前に落札候補者になった業者さんが技術者を配置できなくなったということで辞退したため、次の候補者と契約した事例があったと聞いています。
- (委員 2) 事後審査でひっかかって次の業者で契約となった際、工事の着工が遅れたというようなことにならなかったんですか。質問の趣旨としては、事後審査には常にそういう可能性ははらんでいる訳ですよ、入札の透明性とかそういう意味ではありませんが、結局余計に遅れてしまう可能性がないのかなと。
- (事務局 2) 工事の着工が遅れたかどうかは把握できておりません。ただ落札決定を保留してから2日以内に資料を提出するよう指示しております。次の候補者についても同様ですので、工事着工が遅れるほどの時間は要していないと推測します。
- (委員長) この入札は3者が最低制限価格未満で失格になっております。そんなに大きく下回っているということではないのですが、3者の方が努力してこれできると安く札を入れたが失格になってしまうということですよ。最低制限価格がどのように設定されているかはルールがございまして、逆に言うと予定価格ですね、それがどのように算定されているのかをお聞きしたいのですが。
- (担当課 1) 発注用の設計書は設計業務の入札で落札した業者に委託しています。その委託業者から提出された成果をこちらで精査しました。一般的に使われている単価等は国交省から出ている土木コスト情報なり、建設物価調査会から出ている建設物価なりを基に構成しております。予定価格といたしましては、全て根拠あるものから積み上げし、諸経費につきましては、公共積算基準から率を出しまして算出しております。
- (委員 2) 予定価格の積算のために業者に委託されたという話ですよ。それについても入札ということですか。
- (担当課 1) プロポーザルです。
- (委員長) プロポーザルの業務の中身は設計のみですか。
- (担当課 1) 基本設計・実施設計です。
- (委員 2) 業者さんが設計したものを公の資料に基づいて額を出していくという流れですか。
- (委員長) 建設業者さんは専門家ですから、こういう積算資料であれば経験上、ある程度の見当はつくのでしょうね。最低制限価格の計算方法も分かっていますので、この辺かなということで最低制限価格付近に集まってくるのでしょうね。
- (担当課 1) ただ、最低制限価格は予定価格に対して90%程度なので、それを下回る業者さんもおります。10%の間での入札という形になりますので、それが3者失格になった

理由なのかなと思います。詳細な理由については業者さんが入れてくる額なので、分かりかねます。

(委員長) ヒアリングみたいなことはされてないんですか。

(担当課1) していません。

(委員2) 今言われた90%というのは、南あわじ市さんが平成30年4月1日に施行されている建設工事の最低制限価格制度の(3)の②「ただし、市内業者のみを対象とした入札の場合は、上記(2)で算出した最低制限価格比較価格が入札書比較価格の90%を超える場合にあっては、入札書比較価格の90%をもって」という規定のことでしょうか。

(事務局1) はい。

(委員2) 市内業者のみを対象とした場合に変わる理由は何でしょうか。

(事務局3) 市内業者育成という観点から市内の方に特例を設けているところですが、やり方としてどうなのかという議論もありますので、内部で協議中です。

(委員2) 本件の開札結果を見ると、最低制限価格と3万円差で失格となっている。どこかで線を引く以上仕方ないのかもしれませんが、もう少し考え方があっていいのかなと思います。

(事務局3) この時点ではなかった制度ですが、予定価格1億5千万円を超えるような大規模工事については、今年9月から低入札価格調査制度というものを導入させて頂きました。これは地方自治法にも定めがあるのですが、最低制限価格で切ってしまうのではなく、下回った業者でも履行可能かを調査させて頂いたうえで、落札候補者となり得るという制度です。

(事務局2) さきほどの上限の話ですが、元々市内も市外も上限85%という制度だったのですが、平成22年4月に市内特例として市内業者のみを対象とした場合は、上限を90%に引き上げたということです。

(事務局4) 低入札で工事を請けた場合に、従業員さんへの賃金等の影響も懸念されることもあってということかと思います。市内業者さんの育成を図るところで、あまりにも低い価格での受注は控えるということだと思います。

(委員長) 入札する側からすると、競争入札であれば落札するために努力して価格を引下げて臨むわけですが、安すぎるとダメになる。そうすると予定価格を正確に知って、最低制限価格を正確に想定できるかの競争になってしまう。競争入札が目指している競争とはまた違う競争になっている。元々極端な低価格を排除するという制度であったと思うのですが、多くの方々がこの価格でできると言っているのに、安すぎるからダメなんだよと、政策的に違和感を覚えるんですよね。ただちにどうこうというのは重い話なので、そういう印象を持ちますということだけ聞いて頂ければと思います。あと、この件については、くじ引きになっていますが、くじでの落札というのは結構あるんですか。

(事務局4) 舗装工事については市の積算も、業者の積算もほぼ同じ価格が出てきます。制限付一般競争で13者、14者が応募してきて、その中で7者、8者が同価でくじということもございます。

- (事務局3) 工種によってその傾向もありますし、委託業務等でもたまたまでしょうが、くじになることがあります。
- (委員1) どの事業を優先的に進めるかという事業の必要性についてですが、国交省の費用便益分析マニュアル等の基準もございまして、そういったもので優先順位を決められているのでしょうか。それともこの工事はこの年度にやりますという議会で決まったものをそのまま、その年度に遂行するというやり方で進めておられるのでしょうか。
- (事務局4) 工事の必要性については、それぞれ各部署で事業計画を立てて進めていますので、その事業計画に沿った形で予算要求し、事業実施していく形でございます。
- (委員1) 各課で事業計画を立てられる時に、優先順位等を具体的に決めていく際は、国交省の基準を用いたりということではなく、課の協議の中で決まっていくということでしょうか。
- (事務局3) 各担当課で要求して頂く時は、基本的に担当課の独自ルールがあって、それを集めてきて最終査定をする時にもその中で優先順位をつけていくということになりますので、そこは国交省の基準に基づいている訳ではありません。
- (委員1) 競争入札の時、質の部分も勘案して総合評価という考え方もございますが、参加資格を満たせばあとは金額のみをもって、落札業者を決められるのでしょうか。
- (事務局1) この当時は建設工事については、最低制限価格制度のみの運用しかありませんでしたが、今現在は最低制限価格を下回っても失格とせず、調査していく低入札価格調査制度というものを設けています。総合評価落札方式に関しては、制度自体は試行的に導入しておりますが、最近の入札実績はありません。入札方法の1つとして今後検討していかなければならないと認識しております。
- (委員2) 低入札価格調査制度についてですが、基準価格を下回った場合、履行可能かどうかを調査するということですが、その際、総合評価でISOを持っているかどうかというようなところまで見るんですか。
- (事務局4) 基準価格を下回った場合、安価にできる理由を調書として出してもらい、その部分についてこちらで調査していくという形になります。ISOの14000であるとか9100等の調査については、実施する予定はありません。
- (委員長) 低入札価格調査制度を導入したことで、最低制限価格は廃止になったんですか。
- (事務局3) 併用です。金額で区分を設けており、予定価格が一定金額を上回れば低入札価格調査制度を適用します。それ以外については最低制限価格制度の適用になります。
- (委員2) 基準価格を大幅に下回れば低入札価格調査の対象にはならないんですか。
- (事務局3) 低入札価格調査の対象となった場合、一番下から調査していきます。極端に言えば、1円で応札している業者がいれば、そこから順に調査するという形になります。ただ、できるかどうかの調査をしますので、1円入札の場合、できるという答えが出せるはずがないと思っております。
- (委員長) 規模の大きな工事について、この低入札価格調査制度を適用するということですか。
- (事務局3) そうです。



(委員長) 他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

### 3. 国民宿舎ロビー等空調設備更新工事（商工観光課）

○事務局より「国民宿舎ロビー等空調設備更新工事」について入札及び契約状況の報告

(委員長) 開札結果表をみますと、最低制限価格未満の失格者が4者ありますが、これはさきほどと同じ話になりますので置いておくとして、違和感を覚えるのは辞退者が5者いるということです。どういう理由でこういうことになるのかご説明をお願いします。

(事務局1) 辞退者については、辞退理由を書いた辞退届が出されています。10番の業者については、工期内に工事を終えるのが困難、11番については当初配置を予定していた技術者が他の工事を受注してしまったために、技術者を配置できなくなった、12、13番については10番と同じ理由、14番については手持ち工事が多く工期内に工事を終えるのが困難という理由が書かれています。

(委員長) 公告があった段階で判断して申込みをされていると思うのですが、その段階で分からないのかなと思うのですが。

(事務局1) 公告を出して、申込み締切りまでの期間を8日間ほどしかとっていません。図面や金抜設計書をダウンロードし、内容を把握してからというのは判断が難しいと思います。参加申込みしてから辞退というのは、この工事に限らず他の一般競争入札でも存在し得ることです。

(委員長) 参加申込みした後、できないとなった場合、入札書提出期限までに申し出ればよいことになっていますが、参加申込みをしたことによる当局の手続き上のロスというか時間の無駄というのは、そう大きくないのですか。

(事務局1) 事後審査型にしておりますので、20者申込みしたとしても最後に審査するのは1者ですので、ロス等はないと考えております。

(委員1) 管工事に関しては参加資格の建設業の許可に関する要件で総合評定値Pを採用されていますが、これは工事の特殊性からということでしょうか。

(事務局1) 格付を行っている工事は土木、建築、舗装しかございません。それ以外の工種は総合評定値を基に点数のラインを設けたうえ、公告に付しています。

(委員1) さきほどの辞退者が多いという話の中で、応募期間の8日間が短かったと私は理解したのですが、これは何か他の工事と比較して短くしたという理由があるんですか。

(事務局1) 基本的に市内業者のみであり、やりとりも電子で行っておりますので、参加を考えて頂く期間としては十分だと考えております。意図的に削ったということはありません。

(委員2) 業者側からすると仕事を取る可能性を増やすためには、とりあえず入札に応募し、開札までの間に他の仕事を受けたため、できなくなるということもあるということですか。

(事務局1) 参加申込みをしてから開札まで時間がありますので、その間に県や民間の仕事を

受ければ技術者がいない状態であるとか、手持ちがいっぱいになるという状態になりますので。

(委員 2) 逆に言えば、期間を空ければ空けるほど、余計に状況が分からなくなるということですかね。

(事務局 1) 8日間というのが妥当な期間と考えます。

(委員 1) 開札結果表をみると随分上下に開きがございます。私の予備知識としまして、積算に関しては市も含めて各社、積算ソフトを利用されていると思います。それで積算結果が似通ってくるというのは理解しているのですが、前の衛生センター侵入道路の工事ですと、割合に換算しましたら、上と下で3.8%しか開きがありません。本件工事に関しては33%の開きがございます。積算ソフトを用いているにも関わらず、こういった開きが出るのは管工事の特殊性でしょうか、もしくは他に理由があるのであれば教えて頂きたいのですが。

(担当課 1) こちらに関しては積算ソフトが使用できない工事になります。建物にあるエアコンを取り外して、取替えるという形でございます。天井の取り外した部分を戻す、配管の古いものを新しいものに取替えるということで、積算ができない部分が多数ございます。そういうことで大きな差が出てくるのだと思います。

(委員 2) ちなみにエアコンのメーカーというのは決まっていますか。

(担当課 1) 決めておりました。

(委員 長) メーカーを指定する理由というのは何でしょうか。

(担当課 1) 元々付いていたメーカーでしたので。違うメーカーでもよかったのですが、その場合は、より工事費がかかるということを知っております。

(委員 2) メーカーが同じであれば、既設のものが使えるからということですか。

(担当課 1) はい。既設配管を使用するというので仕様書にも書いてあります。

(委員 2) 上下の開きが33%という話がありましたが、上が1,500万円而下が985万円とすごい開きですよ。

(担当課 1) 1者の方と話をする機会がございましたので確認したところ、会社で機械を保有しており、人員も十分確保できるところであれば、その分を省いて安くあげることができるけれども、普通に積算すればこのくらいの額になるということでした。

(委員 長) よそから機械を借りてくるとか、一部外注が出てくるからという意味ですか。

(委員 2) 結果論ですが、市民の方からすると、そういう能力を持っていて安くできるのであれば、安い方がいいという考えもあります。そういう意味では低入札価格調査制度の対象をもう少し広げてもいいのかなという気がしますね、今後の課題として。

(委員 長) 他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

#### 4. 統廃合整備事業第1工区(阿万処理区)マンホールポンプ設置工事(下水道課)

○事務局より「統廃合整備事業第1工区(阿万処理区)マンホールポンプ設置工事」について入札及び契約状況の報告

- (委員 長) 無効が4者あるというのが目に付きますが、今ご説明がありましたとおり特定建設業の許可を有していないのに申込みしてきたということで、あまりに基礎的なことのように思うのですが、どうしてこんなことが起こったのでしょうか。
- (事務局 1) 率直に申しますと、公告をきちんと確認していなかったからこういう結果になったのかと考えます。
- (委員 2) 工事業者は工事内容については分かっている訳ですよ。そもそもマンホールポンプの設置自体にこの許可は必要なんですか。
- (事務局 1) 特定建設業の許可であるか一般建設業の許可であるかは、下請金額が4,000万円以上になると想定されるかというラインがありまして、想定される場合は、必ず特定建設業の許可が必要となってきます。南あわじ市としては予定価格が5,000万円以上の工事については、工種を問わず特定建設業の許可を有することを条件としております。工事内容ではなく、価格で設定しております。
- (委員 2) 無効となった業者はそこまでの価格にならないと踏んでいたのでしょうか。
- (事務局 1) ひょっとしたらそう想定したかもしれませんが、あくまで公告の参加資格で特定建設業の許可を有すること定めていますので、条件設定にそぐわないということで無効とさせて頂きました。
- (委員 2) 業者はプロなので、細かく読まなくても法律上も能力上もうちができる工事だと思って応募したと思うんですよ。実際は特定建設業の許可が必要だったという訳ですが。そうすると業者は、この規模であれば特定建設業の許可が必要ない工事だと考えていたという可能性はないんですか。
- (事務局 1) 聞き取りをした訳ではありませんので、こうですと言える材料がないんですが、業者側とすれば下請金額が4,000万円を超えなければ、一般建設業の許可で受注ができる工事であると判断したかもしれません。実際は下請金額がそこまでいかない場合もあるかと思いますが、一定の基準を設けておかないと万が一超えてきそうになった場合は、下請にも出せない、自主施工もできないということになりかねません。市としては5,000万円を超える工事については、下請金額が4,000万円を超えてくると想定し、ラインを設けております。
- (事務局 3) 資料にもございますが、予定価格が5,000万円を少し上回った程度になっております。公告を見落としているというのは論外ですが、工事概要を見て業者さんもこれくらいかなと想定したかもしれないということはあると思います。
- (委員 2) 条件を設定する時に、下請金額が4,000万円以上になると想定してしまうと、本来であれば安くできる公共工事が高くなってしまいうという可能性も出てくるのかなと思いました。
- (事務局 3) 特定建設業という条件が付せられていると、さきほどの5,000万円以上という線がある以上、予定価格がここより上だというラインが見えてしまうというのもありますので、そういう決め方をしていることの悪影響がないこともないかと思います。
- (委員 長) 業者さんから参加申込みがあった時に、資格審査をされてこういうことが分かったということですか。事後審査だと思うのですが。
- (事務局 1) 参加表明があった時点で、何も確認しなければそのまま札入れということになり

ますが、特定と一般の間違が多いため、せめてこの部分についてはこちらとしても把握しておく必要があると思います。札入れをした後で参加資格がないと分かればトラブルになりかねませんので、未然に防げるものは防いでおこうと先に確認しました。

(委員 2) 札入れをする前に判断されたということですか。

(事務局 1) 申込みを頂いた時点で精査しました。

(委員 長) 落札率が 98.90%ということで、数字だけの感覚でいうと高い方かなという気がしまして、その辺の考察をされているか分かりませんが、これについてご説明をお願いします。

(事務局 4) 開札結果を見ますと、7番目の業者が 4,280 万円で最低制限価格の 17 万円下で失格となっています。落札業者が 4,800 万円で落札されておりますが、予定価格超の業者も多くいる中で、失格業者もおとり特に問題はないのかなと思っております。

(委員 長) 失格の業者さんもおられますが、他の業者さんは高めに入れてきていますよね。それについて何か商品の特殊性等、考えられる点はありませんか。

(担当課 1) この工事は、水中ポンプを 3 箇所に計 6 基設置するような工事ですが、機器の購入については、各業者がポンプメーカーから直接では無く、取引のある代理店から購入します。私たちはメーカーに見積徴収をして、その中で一番安いものを単価として積算していますが、業者が代理店から、どういう額で仕入れているのかというところまでは分かりません。ポンプをよく取り扱っている代理店は安く仕入れる事ができたりということがあるので、業者ごとに仕入れ値が違ってくるのかなと思います。

(委員 長) 予定価格の積算はどのようにされていますか。

(担当課 1) 今回の工事に必要なポンプを取り扱っているであろうポンプメーカー、今回であれば 5 者から必要なポンプの規格で見積徴収し、その中の最低金額を採用しております。

(委員 2) ポンプの設置ということで、ある程度平均化するというイメージを持っていたのですが、一番下と上で 1,700 万円の差があり驚いているのですが、今言われたとおり、業者さんが独自ルートで標準価格よりオープン価格で安くできるかというレベルの話ですか。

(担当課 1) 今回の工事は新設工事で、メーカー指定をしておりませんので、こちらが見積をとっていないメーカーから、仕様合うような製品の見積をとることも可能であります。実際には私たちが見積をとっているメーカーのどこかから見積をとっているのだと思いますが、ただ間に代理店が入ってきますので、どんな額で入っているのかは、私たちには分かりかねます。

(委員 長) 業者さんによって割高になる業者さんもそれなりにいるということですか。

(担当課 1) どういう代理店を使用するかによっても違うし、普段からたくさん取引のあるところであれば、安く買えるというのものもあるのかなと。

(委員 2) いい入札という大変ですが、予定価格が税抜 4,853 万 6 千円で一番上が 5,970 万円、一番下が 4,280 万円で失格、入札結果としてはバランスがとれているというか。

無効が多いのが残念ですが。

(委員長) 参加申込みされた業者さんが11者おられますが、扱える業者さんの数は十分あるということですね。さきほどの話では、元々不得手で高くしか出せない業者さんも参加してきているかもしれませんが、それなりに対応できる業者さんが多いということですか。

(担当課1) 機械の設置を下請けに出せば、管工事の許可を持っている業者がかなりいると思います。

(委員長) その代り下請けを使用すれば高くなりますので、そういうところでうまくばらつきが出るということですか。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

## 5. 八木榎列18・19号管渠舗装復旧工事（下水道課）

○事務局より「八木榎列18・19号管渠舗装復旧工事」について入札及び契約状況の報告

(委員長) 1者無効となっておりますが、内訳書の入札を無効とする基準2とありますが、これではどういうことでしょうか。

(事務局1) 入札書と同時に工事の内訳書の提出を必須とさせて頂いております。設計図書をダウンロードする際に、内訳書の様式もダウンロードし、入札の時に添付して出して頂くというルールになっています。この業者は内訳書としては出てきているのですが、こちらの様式を使用せず、独自の様式を使用しており、こちらの基準を満たしておりませんので、無効とさせて頂きました。

(事務局2) 具体的には、内訳書には会社名、代表者名等を記載しなさいとなっておりますが、この件に関しては代表者名がなかったということです。入札を無効とする基準で内訳書に記載すべき事項が記載されていない場合は無効とするというものがあるため、無効とさせて頂きました。会社独自の様式でも構わないのですが、その場合は、市の様式と同様の内容を記載していればよいという条件があります。そのため、独自様式で提出される業者さんは他にもおられます。ただ、会社名であるとか代表者名であるとか、あらかじめ定められている記載すべき事項がなければ、無効とさせて頂いております。

(委員2) 例えば、代表者名がないということを指摘し、補正を促すという入札手続きはないのでしょうか。

(事務局2) 地方自治法施行令で一度提出した入札書の差替えや引戻しは認められていないので、それと同様の扱いかと考えます。

(委員長) あと、最低制限価格と同額で入札された方が多くて、くじでの落札になっていますが、市民目線からすれば異様な感じがして、言い過ぎかもしれませんが最低制限価格、もっと言えば予定価格が漏れているんじゃないかと思う人もいるかもしれない。どうしてこういうことになったのかをお聞きしたいのですが。

(担当課2) 今回の舗装工事というのは、工種が非常に少ない。そういうものに限っては、最近、業者さんの積算の精度が上がってしまっていて、今回のように最低制限価格とピッタリになるものが多いです。

- (委員長) 積算が簡単で誰がしても予定価格と同じものになるという性質の工事だということですか。
- (担当課2) はい。それと、入札の前に業者さんに渡す金抜設計書についても、昔より大分広い範囲で記載されるようになっていきますので。
- (委員長) 広い範囲の記載というのはどういうことですか。
- (担当課2) 例えば、舗装をする時の幅とか厚み等、今まで全く明示されていなかったのが、最近では明示されているので、業者さんとしても積算しやすいのかなと。
- (委員2) 設計書の工事概要でアスファルト舗装の面積が6,841㎡、コンクリート舗装が199㎡、区画線の工事に関しては379㎡となっていますが、これに単価を掛けて出てしまうという話ですか。
- (担当課2) アスファルト舗装工6,841㎡とありますが、実際は細かく分けて積算してあります。舗装の幅や厚みで分けてあり、合計した面積がここに出ています。
- (委員2) それも業者側が共通のものとして知っているから、同じ計算になってしまうということですね。
- (委員1) 材料費、諸経費、どの賃金率を使うか等様々かと思うのですが、それらも公表はされていないかと思いますが、ソフトで一致するということですか。
- (担当課2) 積算システムを持っている業者さんもおりますし、単価も労務単価も公表されていて、その中に入っています。共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費の率も公表されていますので、業者さんの努力の結果、こういうことになったのかなと認識しています。
- (委員2) 逆に言うと、最低制限価格未満で失格になった金額でも、この業者さんは施工可能だったということですね。そのあたりをどうするのかということ、今後の課題として考えてもいいのかなと思います。難しいとは思いますが。
- (委員長) 他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

## 6. 広田中学校校舎大規模改造工事（教育総務課）

○事務局より「広田中学校校舎大規模改造工事」について入札及び契約状況の報告

- (委員長) 開札結果表をみますと最低制限価格未満で失格となった方が4者、応札したのが全部で7者ですので、過半の方が失格となっています。実感からすると半分以上の方が安くできると言っているのに、安すぎるからだめということになっている。素人感覚ですが、予定価格から最低制限価格が算出されますので、予定価格が高すぎる、もしくは、最低制限価格の算定方法が高すぎるというか。安くできるという業者さんが多いのにそれを排除しているというような違和感があります。予定価格はどのように算定されているんですか。
- (担当課1) 実施設計については、設計事務所に委託して設計して頂きました。それで直接工事費を出して頂き、それを基にこちらの方で共通費を計算して算出しております。
- (委員長) 計算の根拠になっている単価等はどういうものですか。
- (担当課1) 基本的には物価本や歩掛から計算し、それができないものについては、見積徴収

やカタログから拾ってくるという形で各単価が決められております。

(委員長) 参考見積のものも多いんですか。

(担当課1) 今回の場合、建築一式ということで校舎から外構、電気工事まで多岐に渡りますので、全体の3割程が見積だったかと思います。

(委員1) その見積を出された業者はこの7者の中にいますか。

(担当課1) 建築士さんが同じ項目でも何者か見積をとって、そこから真ん中を採用したのか、一番安いものを採用したのかは覚えていませんが、単純に見積の額を入れたのではなく、何者かとったうえで総合的に判断し、単価を決めています。項目によってはこの中の業者も入っていたかと思います。

(事務局4) 大半は、実際に作業をする一時下請業者に見積を徴収しているのではないかと思います。

(委員1) 設計は設計事務所なりにお任せになって、単価を含めた積算というのは、そちらで独自にされて予定価格を決められると理解しているのですが、そうではないのですか。

(担当課1) それも含めて設計士さんに委託しています。

(委員2) その設計士さんは特定の方ですか。

(担当課1) 設計士さんは指名競争入札で決まりました。

(委員1) さきほどの衛生センター進入道路整備工事の設計士さんは、公募型プロポーザルで決定したとのことでしたが、設計事務所の選定方法はケースバイケースということですか。

(事務局1) はい。

(委員2) 設計事務所の入札というのは、工事の内容に関する設計なのか、工事の設計書の設計ということなんでしょうか。

(担当課1) 実施設計ということで、工事を発注するための設計書を作成する設計士さんを決める入札です。設計士さんを決めて、施設も含めこういうところを改修したいという話し合いをしながら、最終的に設計士さんに工事の設計書としてまとめて頂くという形です。

(委員2) その設計士さんが、さらにある部分については別の業者さんに見積をとって、計算をしているということですか。

(担当課1) はい。打合せの中でこちらから要望等を伝え、設計士さんが数量を拾い、単価を出して、設計書を作って頂いております。

(事務局4) 設計士には図面の作成、数量の拾い出し、単価の決定等をしてもらい、予定価格の根拠となる積算まで依頼しているということです。

(委員長) 積算も含めて設計発注するというのは一般的なやり方なんでしょうか。

(委員1) さきほどの衛生センター進入道路整備工事では、積算は市で行っているという話があったのですが、工事ごとにケースバイケースということでしょうか。

(事務局4) 衛生センター進入道路整備工事は、土木工事ということで兵庫県が作っている積算基準を市町も使用しており、積算の基準があるものについては、それを使っています。建築については、多種多様な項目がありますので、職員では対応できないため、

設計士さんに積算まで委託しているというものです。

(委員2) 設計士さんが積算するにあたって使用した見積等の基礎資料については、市に開示して頂いているんですか。

(担当課1) それも含めて提出して頂いています。

(委員2) それを基に担当課の方で妥当性を確認しているということですね。

(担当課1) はい。

(委員2) 普通に考えると開きが大きくて、最低制限価格未満で失格が過半数。市民目線からするとこれでいいのかという結果になってしまっている。ただ、今の説明を受けると、予定価格の計算も職員の方でノウハウのない積算になるため、入札で落札した設計士さんに依頼し、その人がどういう積算をしたかの客観的資料のチェックもされているので、手続き的には不透明な部分はないのだろうと思います。実際を上と下で2,200万円くらいの差で工事費の20%、相当な開きかなと。

(担当課2) 建築一式工事ということで、色んな工種が混じり合ったなかで業者さんの方も積算が非常にしにくいものなのかなと。さらに3割程度の見積も含まれているということで見積も立てにくい。その結果、一番高いところで1億900万円、安いところで8,700万円と2,200万円ほどの差が出てきたのかなとっております。数量はきちんと出ていますので、要は資材価格ですね、さきほどの下水道課の話と同じだと思いますが、調達ルート等の関係でかなりの差が出てくるのかなと考えております。

(委員1) 本工事については、高いところが落札したといっても上から3番目ということで、そんなに損をしたという感覚ではないのですが、もう少し低いところが落札すればそれだけ支出が減る訳ですから、この予定価格でよかったのかという検証を各課なり財務課なりで後々されているのでしょうか。単純に、委託した設計士によって算出された予定価格で線引きが図られ、それに一番近似であった業者が落札し、工事が始まり、竣工するという粛々とした流れで終わってしまうのか、それとも税金から支払われた支出が、本来はもう少し安く押さえられたのではないかという改善点を考慮のうえ、フィードバックするというようなことは、どこかの課でされたりしないのでしょうか。

(事務局1) 現実的な話をしますと、今、言われたようなことは行っておりません。今後の検討課題と考えております。

(委員2) 個人的には、過半が最低制限価格未満で失格となった案件というのは、検討課題の材料にしてもいいのかなと思います。それをピックアップすれば何か見えてくるものもあるかもしれない。

(事務局3) それと直接リンクした取り組みか分かりませんが、今年度、技術支援制度といいまして、コンサル業者さんに設計内容の確認をしてもらうようなことにも取り組んでおります。仕様を見ていくなかで、特定の業者さんに有利になるような内容になっていないか等を確認して頂くような形です。そういうものが含まれていれば、応札額に開きがでるようなことにもなりますので、公平公正に入札執行するための取り組みとして行っております。只今頂いたご意見につきましても、入札参加者資格審査会の中で意見として出させて頂いて、何か改善点がないのかなということは、考えさせ



て頂きたいと思います。

(事務局 4) 7者のうち4者が失格となったことについて、担当課の方で今後、こういう風になんか思いはありますか。

(担当課 2) 結果的に7者のうち、4者が失格となった訳ですが、高いところで1億900万円、低いところで8,700万円、あくまで平均ですが9,700万円です。失格が出ておりますので、一概には言えませんが仮にこの9,700万円を入札しておれば、落札率が大体91%になっていたのかなと。それでいけば、8月31日現在の市内業者の通常工事の平均落札率91.74%と同じくらいになるのかなと思います。設計内容については適正なものであったと考えており、最低制限価格制度のルールの中で結果的に、4者失格が出てしまったのかなという思いです。

(委員長) 制度に基づいてこういう結果になったということであれば、担当課のご判断で動かせるものではないと思いますが、ただ、外部から見ればこれはどうなのかなという思いがあることは、受け止めて頂けたらありがたいと思います。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

## 7. 南あわじ市統合型校務支援システム（教育総務課）

○事務局より「南あわじ市統合型校務支援システム」について入札及び契約状況の報告

(委員長) 業務の具体的な内容と、実施に至った経緯について教えてください。

(担当課 1) 現在、学校の先生達は子供達の成績をつけたり、通知表を出したりという作業を、自分達の作成したエクセルや、紙ベースで行っています。今、先生達の勤務の長時間化が問題となっており、教育委員会内で「勤務時間適正化委員会」が立ち上げられました。さらにその一環としてICTで何かできることはないかという話が出てきて、校務支援システムの導入を検討することになりました。子供達の成績をつけるというような大事なところになってきますので、値段だけでは決めることができません。多種多様な校務支援システムがあり、実績があるものや、最近できたばかりのもの、使い勝手のいい洗練されたもの等がたくさんあります。システムの内容や導入業者のサポート体制、そういったところも見ながら決めたいということで、公募型プロポーザルにより校務支援システムを導入しようということになりました。

(委員長) 色々な校務支援システムが既にあるようですが、他の市町村では以前から導入が行われているのでしょうか。

(担当課 1) 島内でいえば、今年度から淡路市が使用しています。兵庫県内では8割を超える自治体で導入されています。文科省も校務支援システム導入の手引き等を出しながら、導入を推奨しているところです。

(委員 2) 公募型プロポーザルで実施されていますが、この見積限度額というのはどうやって決まったのでしょうか。

(担当課 1) このプロポーザルを実施する前に、先生達も含めて校務支援システムというのがどういうものかが分からなかったため、昨年度、ホームページで広く募集を行い、何社かにデモを見せてもらって参考見積を出して頂きました。その中でこの限度額を決めていきました。

- (委員 2) 例えば、通信簿をつけるための定型的な基準というのを、アドバイスしたりということなんでしょうか。見積限度額の根拠ですが、広い意味での校務支援 1 パックなのか、それともそれぞれ何か内訳があるのものなんでしょうか。
- (担当課 1) このシステムはパソコンの画面で子供達の成績を入力したり、帳票出力で成績表や出席簿を出したりできるパソコン上のシステムになります。そのシステムのパッケージ価格や導入費用、保守や研修の費用、そういった形の見積になります。
- (委員 2) 確認ですが、入札にしなかったのは、このシステムが値段だけでは判断できないので、プレゼン等も含めて判断するためということですか。
- (担当課 1) はい。
- (委員 2) 随意契約といっても、公募しているということで、特定の業者と結びついている訳でないということですね。
- (担当課 1) プロポーザルの時は製品を指定したんですが、1 つではなく、ある程度基準を満たす製品を 3 つ選び指定しました。この 3 つであればどれでもいいという仕様書でプロポーザルを行いました。
- (委員 2) 市内の小中学校全てに導入するんですか。
- (担当課 1) 導入の仕方としましては、モデル校方式で先行して何校かに導入し、広げていこうと思っています。最終的には全ての小中学校へ導入する予定です。
- (委員 長) プロポーザルで製品を 3 つ選ばれたということで、ある程度製品は決まっていると思いますが、あとは業者さんによってサポートが手厚いであるとか、どういうサポートをどれだけやりますよとか、そういう判断になりますよね。
- (担当課 1) 製品はこちらから決めておりますので、あとはサポートの部分になってくるかと思えます。通知表を出す時期というのは、先生達もバタバタしていますので、その時期に現場まで来てサポートしますよとか、何時から何時まで対応しますよとか。
- (委員 長) 実際、応募してきた業者さんは何者ありましたか。
- (担当課 1) 製品を 3 つ指定したと言いましたが、それに応じて 3 者申込みがありました。ただ、2 者辞退し、最終的にヒアリングの段階では 1 者になりました。もちろんこの業者には 1 者だと伝えずに行い、南あわじ市統合型校務支援システム整備事業プロポーザル審査委員会の点数が基準を満たしておりましたので、合格としました。
- (委員 長) 2 者の辞退理由はどのようなものでしたか。
- (担当課 1) 時期的なことや期間が短かったということかもしれません。1 者は辞退届に技術的に自社での履行が困難なためということが書いてありました。
- (委員 長) 予算は単年度ということですが、次年度以降の見通しはどうなっていますか。
- (担当課 1) 今年度中に導入し、来年度春から運用となりますが、そこには保守・サポートが必要になってきますので、予算要望しながら改めての契約になります。
- (委員 長) 次年度も導入した業者さんがそのまま行うのかなという気もしますが、そこは何らかの競争調達があってもいいのかなという、単純な疑問があるのですが。
- (担当課 1) 現在、この業者さんと導入に向けて話を進めておりますが、導入と来年度の保守を完全に切り離すことは難しく、運用開始後のサポート体制も含め話をしております。そのため、予算を確保したうえで、こちらの業者さんと随意契約をしたいと考え

ております。

(委員 2) その場合、公平性透明性の立場から他者の可能性がないという条件の担保が必要になります。また 1 から組み立てなければならないことの有形・無形のデメリットを検討したうえで、同じ業者と契約するという理由を担保しておくことが大事かと思えます。

(担当課 1) そういった理由をもって、入札参加者資格審査会の方へ話していきたいと思えます。

(委員 長) 他に何か質問はございますか。ないようでしたら、これで終了させていただきます。これもちまして、抽出案件の審議については終了させていただきます。

## 4 その他

### 1. 第 3 回入札監視委員会日程及び抽出委員について

○第 3 回委員会の抽出案件は、平成 30 年 9 月 1 日から 12 月 31 日執行分より抽出し、抽出委員は富本委員に決定。日程については平成 31 年 2 月中旬開催予定とし、後日、調整を行い決定することとなった。

### 2. 競争入札における設計違算について

○事務局より、平成 30 年 6 月 7 日執行「平成 30 年度 衛生センター進入道路整備工事」の入札において判明した設計違算について、下記のとおり経緯を説明。

(違算の内容)

本来直接工事費に計上すべき交通誘導警備員の経費を、誤って共通仮設費に計上していたことによるものであり、結果として予定価格及び最低制限価格を低く設定していた。これにより本来最低制限価格未滿で失格となる業者と契約を締結した。

(違算判明後の対応)

契約相手方及び違算がなければ契約の相手方となり得た者に対し、状況や市の取扱いについて丁寧に説明をしたうえで、当該契約相手方と契約を継続することとした。

(設計違算があった場合のルールづくり)

設計違算について再発防止に努めるとともに、今後違算が発生した場合には、入札前、開札前、落札決定前、契約締結前、契約締結後などの状況に応じて適切に対応できるよう、設計違算に関する事務取扱要綱を制定した。

### 3. 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

○事務局より、平成 30 年 9 月 1 日より導入した低入札価格調査制度について説明。これまで建設工事の入札においては、最低制限価格制度のみ適用していたが、平成 30 年 9 月 1 日以降に発注する建設工事の入札で予定価格 1 億 5 千万円以上の案件については、低入札価格調査制度を導入。あらかじめ設定した調査基準価格を下回る入札があった場合は、この契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査したうえで、落札者を決定する。

### 4. 公募型一般競争入札における「同種・類似工事の施工実績又は専門性に関する要件」につ

いて

○事務局より、公募型一般競争入札における施工実績の要件化については、施工技術があるにも関わらず、実績がないということで新規参入を阻害している場合があることを説明。特殊工事で、安全性等の観点から施工実績の確認を必ず実施しなければならない案件もあるが、今後は、工事内容により当該工事が確実に履行可能であることを証明する書類をもって、参加を認めることなども検討。

#### 配布資料

- ①入札契約方式別発注件数 総括表（H30.4.1～H30.8.31）
- ②平成30年度 入札執行状況（H30.8.31現在）
- ③平成30年度 随意契約一覧表（H30.4.1～H30.8.31）
- ④平成30年度 第2回入札監視委員会抽出案件資料